

「確認書類」の用意

- 次の書類を不足なく用意してください。提出方法は次ページを確認してください。
- 書類の**有効期限**を確認してください。提出時点で有効期限が切れている書類は無効になります。

必要な書類

注1 氏名に変更がある場合は、変更内容が記載された面のコピーも提出してください。

申込者本人(生徒・学生)と生計維持者①・②の「番号確認書類」

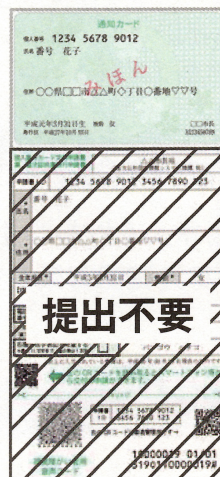
※全員分(最大3人分)を用意してください。

それぞれの人について、次の《いずれか1点》

- **マイナンバーカード裏面のコピー**
顔写真付きで、申請した人のみ所持しているプラスチック製のカード



- **通知カードのコピー**
平成27年10月から全世帯に配られた紙製のカード



カード部分のコピーを提出

- **マイナンバー(個人番号)記載の住民票の写し**

- 該当者のみ(本人または生計維持者)が記載された住民票を用意してください。住民票記載事項証明書でも可能です。
- 発効日・発行印があり、発効日が6か月以内のものが有効です。

申込者本人(生徒・学生)の「身元確認書類」

※生計維持者の分は機構への提出は不要です。

次の「ア」又は「イ」の「氏名」と「生年月日」が記載(印字)されたページのコピー

ア. 次の《いずれか1点》のコピー

- マイナンバーカード表面
- パスポート
- 在留カード
- 療育手帳
- 運転免許証
- 特別永住者証明書
- 小型船舶操縦免許証
- 障害者手帳
- 写真付き学生証 注2
- 写真付き生徒手帳(在学証・生徒証明書・身分証明書のページ) 注2



イ. 次の《いずれか2点》のコピー

- A. 健康保険証
- B. 在学証明書 注2
- C. 写真なしの学生証 注2
- D. 写真なしの生徒手帳(在学証・生徒証明書・身分証明書のページ) 注2
- E. 年金手帳
- F. 戸籍の附票の写し(謄本若しくは抄本も可)
- G. 住民票の写し または 住民票記載事項証明書 注3

ホームページに最新の「身元確認書類一覧」を掲載しています。
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/mynumber/riyo/index.html>



注2 氏名及び生年月日の両方が記載(印字)されている必要があります。どちらかが記載(印字)されていない場合は、他の書類を用意してください。

注3 奨学金申込者本人の番号確認書類として「通知カードのコピー」を提出する場合に限り、住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(F)を提出することができます。また、発効日・発行印があり、発効日が6か月以内のものが有効です。

卒業生の方

マイナンバーカードをお持ちでない場合は、次の組み合わせで提出することができます。

「番号確認書類」…「通知カード」のコピー

「身元確認書類」…「健康保険証」のコピー+「住民票の写し」(または「住民票記載事項証明書」)

(※) 生計維持者の番号確認と身元確認は、奨学金を申し込む本人が行うこととなります。生計維持者の身元確認書類のコピーは提出不要ですが、日本学生支援機構でも確認できるよう番号確認書類のコピーの提出をお願いします。